

【表紙】

| | |
|------------|--|
| 【提出書類】 | 四半期報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の4の7第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成23年2月14日 |
| 【四半期会計期間】 | 平成22年度第3四半期（自平成22年10月1日至平成22年12月31日） |
| 【会社名】 | 株式会社 商船三井 |
| 【英訳名】 | Mitsui O.S.K. Lines, Ltd. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長執行役員 武藤 光一 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区虎ノ門二丁目1番1号 |
| 【電話番号】 | 東京(03)3587局7026番(代表) 東京(03)3587局7041番(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 総務部長 津田 昌明、経理部長 堀口 英夫 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都港区虎ノ門二丁目1番1号 |
| 【電話番号】 | 東京(03)3587局7026番(代表) 東京(03)3587局7041番(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 総務部長 津田 昌明、経理部長 堀口 英夫 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社 商船三井 名古屋支店 （名古屋市中村区名駅南一丁目24番30号） 株式会社 商船三井 関西支店 （大阪市北区中之島三丁目3番23号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号） 証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡市中央区天神二丁目14番2号） |

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

| 回次 | 平成21年度 第3四半期連結 累計期間 | 平成22年度 第3四半期連結 累計期間 | 平成21年度 第3四半期連結 会計期間 | 平成22年度 第3四半期連結 会計期間 | 平成21年度 |
|---------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-----------------------------------|
| 会計期間 | 自平成21年 4月1日 至平成21年 12月31日 | 自平成22年 4月1日 至平成22年 12月31日 | 自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日 | 自平成22年 10月1日 至平成22年 12月31日 | 自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日 |
| 売上高(百万円) | 985,382 | 1,180,474 | 360,820 | 377,634 | 1,347,964 |
| 経常利益(百万円) | 3,758 | 105,625 | 13,770 | 25,316 | 24,234 |
| 四半期(当期)純利益(百万円) | 2,207 | 56,083 | 12,141 | 7,831 | 12,722 |
| 純資産額(百万円) | - | - | 686,545 | 661,660 | 735,702 |
| 総資産額(百万円) | - | - | 1,817,264 | 1,871,922 | 1,861,312 |
| 1株当たり純資産額(円) | - | - | 511.42 | 486.35 | 551.70 |
| 1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円) | 1.84 | 46.92 | 10.15 | 6.55 | 10.63 |
| 潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円) | 1.78 | 45.24 | 9.78 | 6.32 | 10.25 |
| 自己資本比率(%) | - | - | 33.68 | 31.06 | 35.43 |
| 営業活動による キャッシュ・フロー(百万円) | 46,010 | 148,177 | - | - | 93,428 |
| 投資活動による キャッシュ・フロー(百万円) | 131,791 | 121,372 | - | - | 133,483 |
| 財務活動による キャッシュ・フロー(百万円) | 49,768 | 16,210 | - | - | 42,227 |
| 現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円) | - | - | 47,101 | 93,662 | 85,894 |
| 従業員数(人) | - | - | 9,891 | 9,541 | 9,707 |

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、セグメント情報の区分ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

(1) 当第3四半期連結会計期間において、新たに提出会社の連結子会社となった会社は以下のとおりです。

| 名称 | 住所 | 資本金 (百万円) | 主要な 事業 の内容 | 議決権の所有割合 (%) | 関係内容 | | | |
|--|---------------------|--------------|------------------|-----------------|---------------|----------|--------|------------|
| | | | | | 役員 の 兼任 | 資金 援助 | 営業上の取引 | 設備の 賃貸借 |
| ALDEBARAN CARRIERS INC. | MARSHALL ISLANDS | 0 | 不定期専用 船事業 | 100.00 | 有 | - | - | - |
| ALPINE TRANSPORT INC. | MARSHALL ISLANDS | 0 | コンテナ船 事業 | 100.00 | 有 | - | - | - |
| ARCTIC MARITIME INC. | MARSHALL ISLANDS | USD 5,000 | 不定期専用 船事業 | 100.00 | 有 | - | - | - |
| CHARADE NAVIGATION INC. | MARSHALL ISLANDS | USD 5,000 | 不定期専用 船事業 | 100.00 | 有 | - | - | - |
| CIRRUS MARITIME INC. | MARSHALL ISLANDS | 0 | 不定期専用 船事業 | 100.00 | 有 | - | - | - |
| CONTRAIL MARITIME INC. | MARSHALL ISLANDS | 0 | 不定期専用 船事業 | 100.00 | 有 | - | - | - |
| GROVE TRANSPORT S.A. | PANAMA | 0 | 不定期専用 船事業 | 100.00 | 有 | - | - | - |
| MOL COAL & IRON ORE CARRIERS (SINGAPORE) PTE. LTD. | SINGAPORE | SD 3,000,000 | 不定期専用 船事業 | 100.00 | - | - | - | - |
| MOON HALO NAVIGATION S.A. | PANAMA | 0 | 不定期専用 船事業 | 100.00 | 有 | - | - | - |
| MOON RIVER TRANSPORT INC. | MARSHALL ISLANDS | USD 5,000 | 不定期専用 船事業 | 100.00 | 有 | - | - | - |
| NCE SHIPPING LIMITED | LIBERIA | USD 50,000 | 不定期専用 船事業 | 100.00 (100.00) | - | - | - | - |
| NEFERTITI LNG SHIPPING CO., LTD. | MARSHALL ISLANDS | USD 3,000 | 不定期専用 船事業 | 70.00 | 有 | 有 | - | - |
| NIMBUS MARITIME INC. | MARSHALL ISLANDS | 0 | 不定期専用 船事業 | 100.00 | 有 | - | - | - |
| PARASELENE NAVIGATION INC. | MARSHALL ISLANDS | 0 | 不定期専用 船事業 | 100.00 | 有 | - | - | - |
| PARHELION NAVIGATION INC. | MARSHALL ISLANDS | 0 | 不定期専用 船事業 | 100.00 | 有 | - | - | - |
| PYRENEES MARITIME INC. | MARSHALL ISLANDS | 0 | コンテナ船 事業 | 100.00 | 有 | - | - | - |
| RAINBOW MARITIME INC. | MARSHALL ISLANDS | 0 | 不定期専用 船事業 | 100.00 | 有 | - | - | - |
| ROSY CLOUD MARITIME INC. | PANAMA | 0 | 不定期専用 船事業 | 100.00 | 有 | - | - | - |
| SOFT RIME TRANSPORT INC. | MARSHALL ISLANDS | USD 5,000 | 不定期専用 船事業 | 100.00 | 有 | - | - | - |
| SPRING ARBOR MARITIME S.A. | PANAMA | 0 | 不定期専用 船事業 | 100.00 | 有 | - | - | - |
| STELLA NAVIGATION INC. | MARSHALL ISLANDS | USD 5,000 | 不定期専用 船事業 | 100.00 | 有 | - | - | - |
| STRATUS MARITIME INC. | MARSHALL ISLANDS | 0 | 不定期専用 船事業 | 100.00 | 有 | - | - | - |
| WESTERLIES NAVIGATION INC. | PANAMA | 0 | 不定期専用 船事業 | 100.00 | 有 | - | - | - |
| WINDWARD MARITIME INC. | MARSHALL ISLANDS | 0 | 不定期専用 船事業 | 100.00 | 有 | - | - | - |

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメント情報の名称を記載しております。

2. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

(2) 当第3四半期連結会計期間において、提出会社の連結子会社ではなくなった会社は以下のとおりです。

| 名称 | 住所 | 資本金 (百万円) | 主要な 事業 の内容 | 議決権の所有割合 (%) | 関係内容 | | | |
|--------------------|--------|--------------|------------------|-----------------|---------------|----------|--------|------------|
| | | | | | 役員 の 兼任 | 資金 援助 | 営業上の取引 | 設備の 賃貸借 |
| 明石フェリー(株) その他1社 | 兵庫県明石市 | 10 | フェリー・ 内航事業 | 55.00 (55.00) | - | - | - | - |

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメント情報の名称を記載しております。

2. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

(3) 当第3四半期連結会計期間において、新たに提出会社の持分適用関連会社となった会社は以下の通りです。

| 名 称 | 住 所 | 資本金 (百万円) | 主要な 事業 の内容 | 議決権の所有割合 (%) | 関係内容 | | | |
|---------------------------|----------------|--------------|------------------|-----------------|---------------|----------|--------|------------|
| | | | | | 役員 の 兼任 | 資金 援助 | 営業上の取引 | 設備の 賃貸借 |
| SRV JOINT GAS TWO LIMITED | CAYMAN ISLANDS | USD 50,000 | 不定期専用船事業 | 48.50 | 有 | 有 | - | - |

(注) 主要な事業の内容欄には、セグメント情報の名称を記載しております。

(4) 当第3四半期連結会計期間において、提出会社の持分法適用非連結子会社ではなくなった会社は以下のとおりです。

| 名 称 | 住 所 | 資本金 (百万円) | 主要な 事業 の内容 | 議決権の所有割合 (%) | 関係内容 | | | |
|------------------------|------|--------------|------------------|-----------------|---------------|----------|--------|------------|
| | | | | | 役員 の 兼任 | 資金 援助 | 営業上の取引 | 設備の 賃貸借 |
| MOL (WEST AFRICA) LTD. | U.K. | 140,000 | コンテナ船事業 | 51.00 (51.00) | 有 | - | - | - |

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメント情報の名称を記載しております。

2. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

| | |
|---------|---------------|
| 従業員数(人) | 9,541 (2,446) |
|---------|---------------|

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に当第3四半期連結会計期間の平均人数を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

| | |
|---------|-----------|
| 従業員数(人) | 943 (210) |
|---------|-----------|

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に当第3四半期会計期間の平均人数を外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

当社グループ（当社及び連結子会社、以下同じ。）はセグメントごとに提供するサービス内容は多種多様であり、従って、生産、受注の各実績を求めることが実務的に困難であるため、それらをセグメントごとに金額、数量で示しておりません。

セグメントごとの売上高

| セグメントの名称 | 当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日) | 前年同四半期比(%) |
|----------------|---|------------|
| 不定期専用船事業(百万円) | 190,943 | 97.4 |
| コンテナ船事業(百万円) | 145,014 | 116.9 |
| フェリー・内航事業(百万円) | 13,105 | 96.6 |
| 関連事業(百万円) | 31,024 | 106.7 |
| 報告セグメント計(百万円) | 380,088 | - |
| その他(百万円) | 3,984 | 92.2 |
| 調整額(百万円) | (6,438) | - |
| 合計(百万円) | 377,634 | 104.7 |

(注) 1. 第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。これによるセグメントへ与える影響はないため、前年同期比較を行っております。

2. 記載金額には消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期会計期間（平成22年10月1日から12月31日までの3ヶ月）の世界経済は、減速しつつも回復基調を維持しました。米国では、一部の経済指標に明るさが戻りつつあるものの、雇用情勢が依然として厳しい等、本格的な回復には至っておりません。欧州では、南欧諸国経済の低迷により域内景気の二極化が進んだものの、独仏の製造業を牽引役に、底堅い景気回復が持続しました。中国では、減速しつつも高水準にある内外需を背景に、依然景気は拡大基調を維持しています。わが国では、期中に15年ぶりの円高水準となりながらも、企業収益や設備投資には改善が見られた一方、外需はアジア向け輸出減により緩やかに減少、個人消費は景気刺激策により持ち直しながらも弱い動きにとどまる等、景気は足踏み状態を続けています。

海運市況に目を転じますと、ドライバルク船市況について、ケーブサイズは、中国の鉄鉱石輸入が増加に転じたことを背景に10月中旬から11月上旬にかけてUS\$40,000台で推移しましたが、その後、輸入の伸び鈍化等をうけてUS\$20,000台まで下落する等、大きく変動しました。油送船市況については、原油船（VLCC）・石油製品船共に、冬季需要等をうけて一時上昇したものの伸び悩みました。コンテナ船については、第2四半期会計期間に比べ季節要因により需要が減少したため、運賃市況は緩みました。

原油価格については、米国景気の先行きに対する過度な懸念の後退やドル安を背景に、12月下旬には平成20年10月以来のUS\$90/バレル台をつけ、前年同期比でも上昇しました。当第3四半期会計期間の燃料油平均価格も前年同期のUS\$445/MTから上昇し、US\$485/MTとなりました。一方、当第3四半期会計期間の平均為替レートは\ 83.36/US\$（前年同期比\ 7.04/US\$の円高）となりました。

これらの結果、当第3四半期会計期間（3ヶ月）の業績は、前年同期比大幅増益となりました。それに伴い、当第3四半期累計期間（9ヶ月）においても、前年同期比大幅増益となりました。

当第3四半期連結会計期間の連結業績及び対前年同期比較は以下のとおりです。

| | 前第3四半期連結会計期間 （自平成21年10月1日 至平成21年12月31日） | 当第3四半期連結会計期間 （自平成22年10月1日 至平成22年12月31日） | 増減額/増減率 |
|----------------|---|---|-------------|
| 売上高（億円） | 3,608 | 3,776 | 168 / 4.7% |
| 営業利益（億円） | 138 | 256 | 118 / 85.5% |
| 経常利益（億円） | 137 | 253 | 115 / 83.8% |
| 四半期純利益（億円） | 121 | 78 | 43 / 35.5% |
| 為替レート（3ヶ月平均） | \ 90.40/US\$ | \ 83.36/US\$ | \ 7.04/US\$ |
| 船舶燃料油価格（3ヶ月平均） | US\$445/MT | US\$485/MT | US\$40/MT |

また、セグメントごとの売上高、セグメント損益（経常損益）及び概況は次のとおりです。

上段が売上高（億円）、下段がセグメント損益（経常損益）（億円）

| セグメントの名称 | 前第3四半期連結会計期間 （自平成21年10月1日 至平成21年12月31日） | 当第3四半期連結会計期間 （自平成22年10月1日 至平成22年12月31日） | 増減額/増減率 |
|-----------|---|---|-------------|
| 不定期専用船事業 | 1,961 | 1,909 | 51 / 2.6% |
| | 217 | 131 | 86 / 39.8% |
| コンテナ船事業 | 1,240 | 1,450 | 209 / 16.9% |
| | 125 | 80 | 205 / -% |
| フェリー・内航事業 | 135 | 131 | 4 / 3.4% |
| | 1 | 3 | 4 / -% |
| 関連事業 | 290 | 310 | 19 / 6.7% |
| | 22 | 27 | 5 / 21.9% |
| その他 | 43 | 39 | 3 / 7.8% |
| | 1 | 10 | 9 / 616.6% |

（注）1. 売上高にはセグメント間の内部売上高又は振替高が含まれております。

2. 第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。これによるセグメントへ与える影響はないため、前年同期比較を行っております。

不定期専用船事業

<ドライバルク船>

ドライバルク船市況について、ケープサイズは、中国の鉄鉱石輸入が増加に転じたことを背景に、10月中旬から11月上旬にかけて1日あたりの傭船料がUS\$40,000台で推移しましたが、その後、輸入の伸びが鈍化し、更に東豪州の洪水の影響による石炭の輸出減もあり、US\$20,000台まで下落する等、下落基調を辿りました。パナマックス以下の船型は、インド産鉄鉱石の輸出禁止の影響もあり、若干弱含みに推移しました。当第3四半期会計期間は、これら市況に応じて変動する収益に、鉄鋼原料船、電力炭船、木材チップ船等の中長期契約による安定利益を加えた結果、前年同期比では、主にケープサイズにおける市況悪化により減益となりました。

<油送船・LNG船>

油送船市況について、原油船（VLCC）は、冬季の需要増等を背景に11月前半に急上昇しましたが、その後、反動減等から伸び悩みました。石油製品船も一時上昇しましたが、上昇基調を維持できず、低位に推移しました。LPG船が中東からの輸出増をうけて前年同期比改善しましたが、油送船部門の当第3四半期会計期間は赤字となりました。LNG船部門については、長期輸送契約による安定収益に支えられ、当第3四半期会計期間は前年同期並みとなりました。

<自動車船>

自動車船部門については、世界経済の緩やかな回復を背景とした荷動きの復調をうけて、当第3四半期会計期間は前年同期比堅調に推移しました。

コンテナ船事業

コンテナ船事業については、運賃市況は、第2四半期会計期間に比べ、季節要因により需要が減少したことをうけて緩みましたが、前年同期比では、世界景気の緩やかな回復をうけて大幅に改善しました。また、前年度（平成21年度）から引き続いて、本船の減速運航による燃料費削減、その他貨物費削減等の諸対策により、コスト競争力の向上を図ると共に、採算を重視した貨物構成の改善に努めた結果、当第3四半期会計期間では、前年同期比大幅な増益となりました。

フェリー・内航事業

フェリー・内航事業については、先行きに不透明感があるものの、貨物・旅客共に回復が見られ、当第3四半期会計期間は前年同期比で増益となり、黒字転換を果たしました。

関連事業

主要子会社であるダイビル㈱を中心とする不動産事業については、平成22年4月に実施した「青山ライズスクエア」の信託受益権取得の効果もあり、第2四半期会計期間に引き続き堅調に推移しました。客船事業については、「にっぽん丸」が平成22年3月から営業航海を再開しましたが、第2四半期会計期間に引き続き、本船の改装による償却費の増加によって前年同期比減益となりました。商社事業については、業績は概ね堅調に推移し、前年同期比で増益となりました。これらの結果、関連事業セグメント全体において、当第3四半期会計期間は前年同期比増益となりました。

その他

主にコストセンターであるその他の事業には、船舶運航業、船舶管理業、貸船業、金融業、造船業等がありますが、当第3四半期会計期間は前年同期比で増益となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、第2四半期連結会計期間末に比べ98億円減少し、936億円となりました。当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によって得られた資金は368億円（前年同四半期比205億円の収入増）となりました。これは主に税金等調整前四半期純利益168億円、減価償却費190億円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によって支出された資金は312億円（前年同四半期比56億円の支出増）となりました。これは主に船舶を中心とした有形及び無形固定資産の取得による支出432億円、同有形及び無形固定資産の売却による収入146億円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によって支出された資金は149億円（前年同四半期比40億円の支出増）となりました。これは主に長期借入金の返済による支出154億円によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において新たに発生した事業上及び財務上の対処すべき課題はありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発費の総額は52百万円となっております。
なお、当第3四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、当社グループにおける主要な設備の異動は次のとおりであります。

船舶

当第3四半期連結会計期間において、1隻（12千重量トン）が竣工し、また、6隻（545千重量トン）を購入等しました。

また、NEFERTITI LNG SHIPPING CO., LTD.を連結子会社化したことに伴い、同社所有の船舶1隻（87千重量トン）が新たに当社不定期専用船事業の主要な設備となっております。

一方、船隊の若返りと競争力を高めるため、2隻（180千重量トン）の老朽船等を売却いたしました。

所有船舶の増減

| | セグメントの名称 | 隻数 | 積載重量トン数 (千重量トン) | 帳簿価額 (百万円) |
|----|----------|----|--------------------|---------------|
| 増加 | 不定期専用船事業 | 8 | 644 | 34,407 |
| | 合計 | 8 | 644 | 34,407 |
| 減少 | 不定期専用船事業 | 1 | 138 | 39 |
| | その他 | 1 | 42 | 137 |
| | 合計 | 2 | 180 | 177 |

(注) 記載金額には、消費税等は含まれておりません。

その他

重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

重要な設備計画の変更

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画していた重要な設備の新設及び除却等について、重要な変更はありません。

重要な設備計画の完了

前四半期連結会計期間末に計画していた設備計画のうち、当第3四半期連結会計期間に完了したものは、(1)主要な設備の状況に記載のとおりであります。

重要な設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|---------------|
| 普通株式 | 3,154,000,000 |
| 計 | 3,154,000,000 |

【発行済株式】

| 種類 | 第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年12月31日) | 提出日現在発行数(株) (平成23年2月14日) | 上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名 | 内容 |
|------|---|-----------------------------|---------------------------------------|---|
| 普通株式 | 1,206,286,115 | 1,206,286,115 | 東京、名古屋、大阪 (以上 市場第一部)、 福岡の各証券取引所 | 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は1,000株であります。 |
| 計 | 1,206,286,115 | 1,206,286,115 | - | - |

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成23年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使(転換社債型新株予約権付社債の権利行使を含む)により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

新株予約権

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

<平成14年6月25日定時株主総会決議>

| | 第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日) |
|-------------------------------------|-------------------------------|
| 新株予約権の数 | 20個 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 単元株式数 1,000株 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 20,000株 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1株当たり 264円(注)1. |
| 新株予約権の行使期間 | 平成16年6月26日から 平成24年6月25日まで |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 264円 資本組入額 264円(注)2. |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3. |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 取締役会の承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - |

(注)1. 新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

2. 新株予約権の行使により新株を発行する場合は、発行価額の全額を資本に組入れる。但し、新株の発行に代えて当社が保有する自己株式を譲渡する場合には、これに係る払込金額は資本に組入れない。
3. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。
- ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社取締役、執行役員又は従業員の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。
- 但し、禁固刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。
- ハ その他の権利行使の条件については、取締役会において決定する。

<平成15年6月25日定時株主総会決議>

| | 第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日) |
|-------------------------------------|-------------------------------|
| 新株予約権の数 | 14個 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 単元株式数 1,000株 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 14,000株 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1株当たり 377円(注)1. |
| 新株予約権の行使期間 | 平成16年6月20日から 平成25年6月25日まで |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 377円 資本組入額 377円(注)2. |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3. |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 取締役会の承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - |

<平成16年6月24日定時株主総会決議>

| | 第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日) |
|-------------------------------------|-------------------------------|
| 新株予約権の数 | 296個 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 単元株式数 1,000株 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 296,000株 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1株当たり 644円(注)1. |
| 新株予約権の行使期間 | 平成17年6月20日から 平成26年6月24日まで |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 644円 資本組入額 644円(注)2. |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3. |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 取締役会の承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - |

<平成17年6月23日定時株主総会決議>

| | 第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日) |
|-------------------------------------|-------------------------------|
| 新株予約権の数 | 888個 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 単元株式数 1,000株 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 888,000株 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1株当たり 762円(注)1. |
| 新株予約権の行使期間 | 平成18年6月20日から 平成27年6月23日まで |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 762円 資本組入額 762円(注)2. |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3. |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 取締役会の承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - |

(注)1. 新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

2. 新株予約権の行使により新株を発行する場合は、発行価額の全額を資本に組入れる。但し、新株の発行に代えて当社が保有する自己株式を譲渡する場合には、これに係る払込金額は資本に組入れない。

3. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。

ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社役員及び当社国内連結子会社社長の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。

但し、禁固刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。

ハ その他の権利行使の条件については、取締役会において決定する。

<平成18年6月22日定時株主総会決議>

当社取締役に対する報酬等として、平成22年6月28日開催の定時株主総会で決議された取締役報酬額とは別枠で、会社法第361条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

| | 第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日) |
|-------------------------------------|-------------------------------|
| 新株予約権の数 | 520個 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 単元株式数 1,000株 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 520,000株 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1株当たり 841円(注)1. |
| 新株予約権の行使期間 | 平成19年6月20日から 平成28年6月22日まで |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 841円 資本組入額 421円 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)2. |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 取締役会の承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - |

(注)1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。

ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社取締役の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。

但し、禁固刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。

ハ その他の権利行使の条件については、取締役会において決定する。

<平成18年6月22日定時株主総会決議>

当社取締役を兼務しない執行役員及び幹部職員並びに当社国内連結子会社社長に対し、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

| | 第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日) |
|-------------------------------------|-------------------------------|
| 新株予約権の数 | 943個 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 単元株式数 1,000株 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 943,000株 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1株当たり 841円(注)1. |
| 新株予約権の行使期間 | 平成19年6月20日から 平成28年6月22日まで |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 841円 資本組入額 421円 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)2. |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 取締役会の承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - |

(注)1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。

ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社執行役員及び幹部職員並びに当社国内連結子会社社長の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。

但し、禁固刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。

ハ その他の権利行使の条件については、取締役会において決定する。

<平成19年6月21日定時株主総会決議>

当社取締役に対する報酬等として、平成22年6月28日開催の定時株主総会で決議された取締役報酬額とは別枠で、会社法第361条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

| | 第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日) |
|-------------------------------------|-------------------------------|
| 新株予約権の数 | 520個 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 単元株式数 1,000株 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 520,000株 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1株当たり 1,962円(注)1. |
| 新株予約権の行使期間 | 平成20年6月20日から 平成29年6月21日まで |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 1,962円 資本組入額 981円 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)2. |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 取締役会の承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - |

(注)1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。

ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社取締役の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。

但し、禁固刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。

ハ その他の権利行使の条件については、取締役会において決定する。

<平成19年6月21日定時株主総会決議>

当社取締役を兼務しない執行役員及び幹部職員並びに当社国内連結子会社社長に対し、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

| | 第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日) |
|-------------------------------------|-------------------------------|
| 新株予約権の数 | 1,180個 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 単元株式数 1,000株 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 1,180,000株 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1株当たり 1,962円(注)1. |
| 新株予約権の行使期間 | 平成20年6月20日から 平成29年6月21日まで |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 1,962円 資本組入額 981円 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)2. |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 取締役会の承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - |

(注)1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。

ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社執行役員及び幹部職員並びに当社国内連結子会社社長の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。

但し、禁固刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。

ハ その他の権利行使の条件については、取締役会において決定する。

<平成20年7月24日取締役会決議>

当社取締役に対する報酬等として、平成2年6月28日開催の定時株主総会で決議された取締役報酬額とは別枠で、会社法第361条の規定及び平成19年6月21日開催の定時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

| | 第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日) |
|-------------------------------------|-------------------------------|
| 新株予約権の数 | 530個 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 単元株式数 1,000株 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 530,000株 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1株当たり 1,569円(注)1. |
| 新株予約権の行使期間 | 平成21年7月25日から 平成30年6月24日まで |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 1,569円 資本組入額 785円 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)2. |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 取締役会の承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - |

(注)1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。

ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社取締役の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。

但し、禁固刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。

ハ その他の権利行使の条件については、取締役会において決定する。

<平成20年7月24日取締役会決議>

当社取締役を兼務しない執行役員及び幹部職員並びに当社国内連結子会社社長に対し、会社法第236条、第238条、第239条の規定及び平成20年6月24日開催の定時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

| | 第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日) |
|-------------------------------------|-------------------------------|
| 新株予約権の数 | 1,230個 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 単元株式数 1,000株 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 1,230,000株 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1株当たり 1,569円(注)1. |
| 新株予約権の行使期間 | 平成21年7月25日から 平成30年6月24日まで |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 1,569円 資本組入額 785円 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)2. |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 取締役会の承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - |

(注)1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。

ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社執行役員及び幹部職員並びに当社国内連結子会社社長の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。

但し、禁固刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。

ハ その他の権利行使の条件については、取締役会において決定する。

<平成21年7月30日取締役会決議>

当社取締役に対する報酬等として、平成21年6月28日開催の定時株主総会で決議された取締役報酬額とは別枠で、会社法第361条の規定及び平成19年6月21日開催の定時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

| | 第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日) |
|-------------------------------------|-------------------------------|
| 新株予約権の数 | 470個 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 単元株式数 1,000株 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 470,000株 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1株当たり 639円(注)1. |
| 新株予約権の行使期間 | 平成23年7月31日から 平成31年6月22日まで |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 639円 資本組入額 320円 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)2. |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 取締役会の承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - |

(注)1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。

ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社取締役の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。

但し、禁固刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。

ハ その他の権利行使の条件については、取締役会において決定する。

<平成21年7月30日取締役会決議>

当社取締役を兼務しない執行役員及び幹部職員並びに当社国内連結子会社社長に対し、会社法第236条、第238条、第239条の規定及び平成21年6月23日開催の定時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

| | 第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日) |
|-------------------------------------|-------------------------------|
| 新株予約権の数 | 1,170個 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 単元株式数 1,000株 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 1,170,000株 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1株当たり 639円(注)1. |
| 新株予約権の行使期間 | 平成23年7月31日から 平成31年6月22日まで |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 639円 資本組入額 320円 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)2. |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 取締役会の承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - |

(注)1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。
 ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社執行役員及び幹部職員並びに当社国内連結子会社社長の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。
 但し、禁固刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。
 ハ その他の権利行使の条件については、取締役会において決定する。

<平成22年7月30日取締役会決議>

当社取締役に対する報酬等として、平成22年6月28日開催の定時株主総会で決議された取締役報酬額とは別枠で、会社法第361条の規定及び平成19年6月21日開催の定時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

| | 第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日) |
|-------------------------------------|-------------------------------|
| 新株予約権の数 | 470個 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 単元株式数 1,000株 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 470,000株 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1株当たり 642円(注)1. |
| 新株予約権の行使期間 | 平成24年7月31日から 平成32年6月21日まで |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 642円 資本組入額 321円 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)2. |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 取締役会の承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - |

(注)1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。

ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社取締役の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。

但し、禁固刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。

ハ その他の権利行使の条件については、取締役会において決定する。

<平成22年7月30日取締役会決議>

当社取締役を兼務しない執行役員及び幹部職員並びに当社国内連結子会社社長に対し、会社法第236条、第238条、第239条の規定及び平成22年6月22日開催の定時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

| | 第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日) |
|-------------------------------------|-------------------------------|
| 新株予約権の数 | 1,240個 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 単元株式数 1,000株 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 1,240,000株 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1株当たり 642円(注)1. |
| 新株予約権の行使期間 | 平成24年7月31日から 平成32年6月21日まで |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 642円 資本組入額 321円 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)2. |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 取締役会の承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - |

(注)1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。

ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社執行役員及び幹部職員並びに当社国内連結子会社社長の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。

但し、禁固刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。

ハ その他の権利行使の条件については、取締役会において決定する。

新株予約権付社債

平成18年3月29日に発行した2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権は、次のとおりであります。

| | 第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日) |
|-------------------------------------|-------------------------------|
| 新株予約権の数 | 49,030個 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 単元株式数 1,000株 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 44,358,997株 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1,105.3円 (注) |
| 新株予約権の行使期間 | 平成18年4月12日から 平成23年3月15日まで |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 1,105.3円 資本組入額 553円 |
| 新株予約権の行使の条件 | 各新株予約権の一部行使はできないものとする。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 該当なし |
| 新株予約権付社債の残高 | 49,030百万円 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - |

(注) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る価額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する普通株式を処分する場合には、次の算式により調整される。

なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいう。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times 1 \text{株当たりの発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (千株) | 発行済株式 総数残高 (千株) | 資本金増減額 (百万円) | 資本金残高 (百万円) | 資本準備金 増減額 (百万円) | 資本準備金 残高 (百万円) |
|--------------------------------|------------------------|-----------------------|-----------------|----------------|-----------------------|----------------------|
| 平成22年10月1日 ~ 平成22年12月31日 | - | 1,206,286 | - | 65,400 | - | 44,371 |

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年9月30日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|--------------------|-----------|------------------|
| 無議決権株式 | - | - | - |
| 議決権制限株式(自己株式等) | - | - | - |
| 議決権制限株式(その他) | - | - | - |
| 完全議決権株式(自己株式等) | 普通株式 12,846,000 | - | 単元株式数 1,000株 |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 1,184,192,000 | 1,184,192 | 同上 |
| 単元未満株式 | 普通株式 9,248,115 | - | 1単元(1,000株)未満の株式 |
| 発行済株式総数 | 1,206,286,115 | - | - |
| 総株主の議決権 | - | 1,184,192 | - |

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が24,000株(議決権の数24個)含まれております。

【自己株式等】

平成22年9月30日現在

| 所有者の氏名又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義所有株式数(株) | 他人名義所有株式数(株) | 計(株) | 発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%) |
|------------|-------------------|--------------|--------------|------------|------------------------|
| 株式会社 商船三井 | 東京都港区虎ノ門二丁目1番1号 | 10,158,000 | - | 10,158,000 | 0.84 |
| 大阪船舶株式会社 | 大阪市西区江戸堀一丁目18番11号 | 144,000 | - | 144,000 | 0.01 |
| 第一中央汽船株式会社 | 東京都中央区新富二丁目14番4号 | 2,544,000 | - | 2,544,000 | 0.21 |
| 計 | - | 12,846,000 | - | 12,846,000 | 1.06 |

(注) 上記のほか株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が12,286株(議決権の数12個)あります。なお、当該株式数は、上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」の欄に含まれております。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

| 月別 | 平成22年4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|-------|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 最高(円) | 714 | 685 | 671 | 623 | 597 | 577 | 545 | 592 | 594 |
| 最低(円) | 659 | 593 | 585 | 554 | 526 | 524 | 506 | 499 | 551 |

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）及び「海運企業財務諸表準則」（昭和29年運輸省告示第431号）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表についてはあずさ監査法人による四半期レビューを受け、また、当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表については有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人となっております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

| | 前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日) | 当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日) |
|-----------------|--|--|
| 売上高 | 985,382 | 1,180,474 |
| 売上原価 | 909,537 | 1,005,389 |
| 売上総利益 | 75,844 | 175,084 |
| 販売費及び一般管理費 | 1 73,456 | 1 66,774 |
| 営業利益 | 2,388 | 108,309 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 1,574 | 1,115 |
| 受取配当金 | 2,474 | 3,015 |
| 持分法による投資利益 | 2,791 | 6,830 |
| 為替差益 | 1,616 | - |
| その他営業外収益 | 5,015 | 2,361 |
| 営業外収益合計 | 13,471 | 13,322 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 10,509 | 8,661 |
| 為替差損 | - | 4,883 |
| デリバティブ評価損 | - | 1,366 |
| その他営業外費用 | 1,591 | 1,095 |
| 営業外費用合計 | 12,101 | 16,006 |
| 経常利益 | 3,758 | 105,625 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 11,098 | 4,899 |
| 投資有価証券売却益 | 2,400 | 1,089 |
| 備船解約金 | 2,432 | 1,460 |
| その他特別利益 | 3,789 | 1,441 |
| 特別利益合計 | 19,720 | 8,891 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産売却損 | 554 | 2,518 |
| 固定資産除却損 | 3,626 | 3,771 |
| 減損損失 | - | 8,826 |
| 関係会社清算損 | 54 | - |
| 投資有価証券評価損 | 272 | 448 |
| 備船解約金 | 6,506 | 5,944 |
| 貸倒引当金繰入額 | 67 | - |
| 特別退職金 | 57 | - |
| その他特別損失 | 4,935 | 2,441 |
| 特別損失合計 | 16,075 | 23,949 |
| 税金等調整前四半期純利益 | 7,404 | 90,567 |
| 法人税等 | 3,278 | 2 31,542 |
| 少数株主損益調整前四半期純利益 | - | 59,024 |
| 少数株主利益 | 1,918 | 2,941 |
| 四半期純利益 | 2,207 | 56,083 |

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

| | 前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日) | 当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日) |
|-------------------|---|---|
| 売上高 | 360,820 | 377,634 |
| 売上原価 | 323,752 | 329,419 |
| 売上総利益 | 37,068 | 48,215 |
| 販売費及び一般管理費 | 23,220 | 22,531 |
| 営業利益 | 13,847 | 25,684 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 385 | 433 |
| 受取配当金 | 766 | 1,035 |
| 持分法による投資利益 | 711 | 1,644 |
| 為替差益 | 1,278 | - |
| その他営業外収益 | 772 | 952 |
| 営業外収益合計 | 3,914 | 4,066 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 3,166 | 2,850 |
| 為替差損 | - | 1,235 |
| その他営業外費用 | 825 | 348 |
| 営業外費用合計 | 3,991 | 4,434 |
| 経常利益 | 13,770 | 25,316 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 3,317 | 1,604 |
| 投資有価証券売却益 | 0 | 205 |
| 投資有価証券評価損戻入益 | - | 599 |
| 傭船解約金 | 1,416 | 29 |
| その他特別利益 | 948 | 620 |
| 特別利益合計 | 5,682 | 3,060 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産売却損 | 112 | 102 |
| 固定資産除却損 | 6 | 72 |
| 減損損失 | - | 8,826 |
| 関係会社清算損 | 6 | - |
| 投資有価証券評価損 | 141 | 98 |
| 傭船解約金 | 150 | 2,239 |
| 貸倒引当金繰入額 | 40 | 399 |
| 特別退職金 | 35 | - |
| デリバティブ解約損 | 301 | - |
| その他特別損失 | 367 | 810 |
| 特別損失合計 | 1,161 | 11,545 |
| 税金等調整前四半期純利益 | 18,291 | 16,830 |
| 法人税等 | 6,179 | 7,360 |
| 少数株主損益調整前四半期純利益 | - | 9,469 |
| 少数株主利益又は少数株主損失() | 29 | 1,638 |
| 四半期純利益 | 12,141 | 7,831 |

(2) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

| | 当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日) | 前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日) |
|---------------|--------------------------------|--|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 53,999 | 44,147 |
| 受取手形及び営業未収金 | 125,177 | 117,483 |
| 有価証券 | 10,025 | 42,482 |
| たな卸資産 | 1 40,480 | 1 38,531 |
| 繰延及び前払費用 | 55,101 | 52,538 |
| 繰延税金資産 | 3,254 | 5,459 |
| その他流動資産 | 80,787 | 51,752 |
| 貸倒引当金 | 354 | 365 |
| 流動資産合計 | 368,470 | 352,030 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 船舶(純額) | 714,749 | 661,716 |
| 建物及び構築物(純額) | 132,927 | 136,690 |
| 機械装置及び運搬具(純額) | 10,792 | 12,739 |
| 器具及び備品(純額) | 4,144 | 4,790 |
| 土地 | 216,821 | 185,053 |
| 建設仮勘定 | 160,590 | 206,431 |
| その他有形固定資産(純額) | 1,801 | 1,753 |
| 有形固定資産合計 | 2 1,241,828 | 2 1,209,175 |
| 無形固定資産 | 9,048 | 9,079 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 189,106 | 210,373 |
| 長期貸付金 | 17,636 | 28,164 |
| 長期前払費用 | 21,978 | 21,327 |
| 繰延税金資産 | 5,891 | 5,509 |
| その他長期資産 | 20,065 | 28,108 |
| 貸倒引当金 | 2,104 | 2,456 |
| 投資その他の資産合計 | 252,574 | 291,027 |
| 固定資産合計 | 1,503,451 | 1,509,282 |
| 資産合計 | 1,871,922 | 1,861,312 |

(単位：百万円)

| | 当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日) | 前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日) |
|--------------|--------------------------------|--|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 支払手形及び営業未払金 | 120,182 | 114,352 |
| 社債短期償還金 | 56,662 | 55,998 |
| 短期借入金 | 102,141 | 99,393 |
| 未払法人税等 | 22,883 | 3,719 |
| 前受金 | 23,024 | 23,033 |
| 繰延税金負債 | 180 | 205 |
| 引当金 | | |
| 賞与引当金 | 2,091 | 4,279 |
| 役員賞与引当金 | 47 | 162 |
| 事業整理損失引当金 | - | 4 |
| 引当金計 | 2,139 | 4,446 |
| コマーシャル・ペーパー | 13,000 | 8,500 |
| その他流動負債 | 48,709 | 45,535 |
| 流動負債合計 | 388,925 | 355,185 |
| 固定負債 | | |
| 社債 | 165,667 | 153,425 |
| 長期借入金 | 420,777 | 441,285 |
| 繰延税金負債 | 30,452 | 47,192 |
| 引当金 | | |
| 退職給付引当金 | 15,220 | 15,052 |
| 役員退職慰労引当金 | 1,980 | 2,044 |
| 特別修繕引当金 | 18,228 | 18,709 |
| 引当金計 | 35,429 | 35,806 |
| その他固定負債 | 169,010 | 92,715 |
| 固定負債合計 | 821,336 | 770,424 |
| 負債合計 | 1,210,261 | 1,125,609 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 65,400 | 65,400 |
| 資本剰余金 | 44,518 | 44,522 |
| 利益剰余金 | 661,869 | 616,736 |
| 自己株式 | 7,173 | 7,126 |
| 株主資本合計 | 764,614 | 719,532 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 14,599 | 20,999 |
| 繰延ヘッジ損益 | 152,893 | 45,454 |
| 為替換算調整勘定 | 44,979 | 35,569 |
| 評価・換算差額等合計 | 183,272 | 60,024 |
| 新株予約権 | 1,870 | 1,523 |
| 少数株主持分 | 78,447 | 74,670 |
| 純資産合計 | 661,660 | 735,702 |
| 負債純資産合計 | 1,871,922 | 1,861,312 |

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

| | 前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日) | 当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日) |
|--------------------------|--|--|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税金等調整前四半期純利益 | 7,404 | 90,567 |
| 減価償却費 | 64,960 | 57,810 |
| 減損損失 | - | 8,826 |
| 持分法による投資損益(は益) | 2,791 | 6,830 |
| 投資有価証券評価損益(は益) | 272 | 448 |
| 引当金の増減額(は減少) | 2,099 | 2,667 |
| 受取利息及び受取配当金 | 4,048 | 4,131 |
| 支払利息 | 10,509 | 8,661 |
| 投資有価証券売却損益(は益) | 2,400 | 972 |
| 有形固定資産除売却損益(は益) | 6,917 | 1,389 |
| 為替差損益(は益) | 1,944 | 997 |
| 売上債権の増減額(は増加) | 27,140 | 10,026 |
| たな卸資産の増減額(は増加) | 7,594 | 2,287 |
| 仕入債務の増減額(は減少) | 12,784 | 7,705 |
| その他 | 7,852 | 13,596 |
| 小計 | 61,854 | 163,088 |
| 利息及び配当金の受取額 | 5,934 | 7,191 |
| 利息の支払額 | 11,266 | 8,858 |
| 法人税等の支払額 | 10,512 | 13,243 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 46,010 | 148,177 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 投資有価証券の取得による支出 | 2,837 | 3,022 |
| 投資有価証券の売却及び償還による収入 | 3,079 | 4,168 |
| 有形及び無形固定資産の取得による支出 | 188,112 | 197,727 |
| 有形及び無形固定資産の売却による収入 | 46,938 | 74,556 |
| 連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出 | 49 | - |
| 短期貸付金の純増減額(は増加) | 16,365 | 0 |
| 長期貸付けによる支出 | 6,222 | 3,371 |
| 長期貸付金の回収による収入 | 867 | 1,553 |
| その他 | 1,821 | 2,471 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 131,791 | 121,372 |

(単位：百万円)

| | 前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日) | 当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日) |
|-------------------------------|--|--|
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 短期社債の純増減額（は減少） | 2,781 | 78 |
| 短期借入金の純増減額（は減少） | 37,045 | 1,280 |
| コマーシャル・ペーパーの純増減額（は減少） | 4,000 | 4,500 |
| 長期借入れによる収入 | 108,938 | 57,320 |
| 長期借入金の返済による支出 | 51,748 | 82,678 |
| 社債の発行による収入 | 88,517 | 20,000 |
| 社債の償還による支出 | 30,902 | 5,449 |
| 自己株式の取得による支出 | 80 | 69 |
| 自己株式の売却による収入 | 69 | 18 |
| 配当金の支払額 | 18,539 | 9,640 |
| 少数株主への配当金の支払額 | 2,033 | 957 |
| その他 | 626 | 613 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 49,768 | 16,210 |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | | |
| 現金及び現金同等物の増減額（は減少） | 186 | 3,004 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 36,198 | 7,590 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 83,194 | 85,894 |
| 連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額（は減少） | 1 | 177 |
| 連結子会社の合併による現金及び現金同等物の増減額（は減少） | 103 | - |
| 現金及び現金同等物の四半期末残高 | 47,101 | 93,662 |

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

| | <p>当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)</p> |
|---------------------------|---|
| <p>1. 連結の範囲に関する事項の変更</p> | <p>(1) 連結の範囲の変更 第1四半期連結会計期間より、ANTHEM MARITIME INC.を含む7社は新たに設立したため、連結の範囲に含めております。 第2四半期連結会計期間より、ACCORD SHIPPING INC.を含む11社は新たに設立したため、連結の範囲に含めております。また、(株)シーロックス北一は第2四半期連結会計期間において株式を全て売却し、子会社ではなくなったため、連結の範囲から除外しております。 当第3四半期連結会計期間より、MOL COAL & IRON ORE CARRIERS (SINGAPORE) PTE. LTD.を含む5社は重要性が増したため、また、ALDEBARAN CARRIERS INC.を含む19社は新たに設立したため、連結の範囲に含めております。また、明石フェリー(株)を含む2社は清算終了したため、連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 313社</p> |
| <p>2. 持分法の適用に関する事項の変更</p> | <p>持分法適用非連結子会社 (1) 持分法適用非連結子会社の変更 当第3四半期連結会計期間において、MOL (WEST AFRICA) LTD.は清算終了したため、持分法適用の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 変更後の持分法適用非連結子会社の数 0社</p> <p>持分法適用関連会社 (1) 持分法適用関連会社の変更 第1四半期連結会計期間より、SRV JOINT GAS LIMITEDを含む2社は重要性が増したため、持分法適用の範囲に含めております。また、高松エクスプレス(株)は第1四半期連結会計期間において株式を譲渡したため、持分法適用の範囲から除外しております。 第2四半期連結会計期間より、TRINITY LNG CARRIER INC.は重要性が増したため、また、TAN CANG-CAI MEP TOWAGE SERVICES CO., LTD.は新たに設立したため、持分法適用の範囲に含めております。 当第3四半期連結会計期間より、SRV JOINT GAS TWO LIMITEDは重要性が増したため、持分法適用の範囲に含めております。</p> <p>(2) 変更後の持分法適用関連会社の数 60社</p> |
| <p>3. 会計処理基準に関する事項の変更</p> | <p>(資産除去債務に関する会計基準の適用) 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 この変更による影響は軽微であります。</p> |

【表示方法の変更】

| |
|--|
| <p>当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)</p> |
| <p>(四半期連結損益計算書)</p> <p>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。</p> <p>前第3四半期連結累計期間において区分掲記しておりました「関係会社清算損」は、特別損失の総額の100分の20以下であり重要性が低いため、当第3四半期連結累計期間においては、「その他特別損失」に含めて表示しております。なお、当第3四半期連結累計期間の「関係会社清算損」は68百万円であります。</p> <p>前第3四半期連結累計期間において区分掲記しておりました「特別退職金」は、特別損失の総額の100分の20以下であり重要性が低いため、当第3四半期連結累計期間においては、「その他特別損失」に含めて表示しております。なお、当第3四半期連結累計期間の「特別退職金」は204百万円であります。</p> |

| |
|---|
| <p>当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)</p> |
| <p>(四半期連結損益計算書)</p> <p>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。</p> <p>前第3四半期連結会計期間において区分掲記しておりました「関係会社清算損」は、特別損失の総額の100分の20以下であり重要性が低いため、当第3四半期連結会計期間においては、「その他特別損失」に含めて表示しております。なお、当第3四半期連結会計期間の「関係会社清算損」は61百万円であります。</p> <p>前第3四半期連結会計期間において区分掲記しておりました「特別退職金」は、特別損失の総額の100分の20以下であり重要性が低いため、当第3四半期連結会計期間においては、「その他特別損失」に含めて表示しております。なお、当第3四半期連結会計期間の「特別退職金」は14百万円であります。</p> <p>前第3四半期連結会計期間において区分掲記しておりました「デリバティブ解約損」は、特別損失の総額の100分の20以下であり重要性が低いため、当第3四半期連結会計期間においては、「その他特別損失」に含めて表示しております。なお、当第3四半期連結会計期間の「デリバティブ解約損」は80百万円であります。</p> |

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

| | |
|-------------------|---|
| | <p>当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)</p> |
| <p>1. 税金費用の計算</p> | <p>税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。</p> <p>ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、税引前四半期純損益に一時差異等に該当しない重要な差異を加減した上で、法定実効税率を乗じて計算しております。</p> <p>なお、法人税等調整額は、法人税等に含めて表示しております。</p> |

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間
(自平成22年4月1日
至平成22年12月31日)

(耐用年数の変更)

当社船隊にLNG船が加わってから20年超経過し、LNG船の使用実績データが十分に入手可能となったことを契機にLNG船の使用可能予測期間を見直したところ、従来採用の耐用年数よりも長期間の使用が見込めることが判明したため、当連結会計年度から実績に基づく使用可能予測期間による耐用年数である20年を採用することとしました。

この結果、従来の方法に比較して、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益、税金等調整前四半期純利益が4,378百万円それぞれ増加しております。

(子会社の合併)

当社の連結子会社である、株式会社宇徳と国際コンテナターミナル株式会社は、平成22年12月10日開催の各社の取締役会において、株式会社宇徳を存続会社とする合併に関し合併契約を締結することを承認し、合併契約を締結致しました。

(1) 企業結合の概要

結合当事企業の名称及び事業の内容

結合企業：株式会社宇徳（事業の内容：港湾運送事業 他）

被結合企業：国際コンテナターミナル株式会社（事業の内容：港湾運送事業 他）

企業結合日（合併の効力発生日）

平成23年4月1日（予定）

企業結合の法的形式

株式会社宇徳を存続会社とする合併

結合後企業の名称

株式会社宇徳

取引の目的を含む取引の概要

港湾運送事業に加え、プラント工事・倉庫・物流等、幅広い事業領域を持つ株式会社宇徳と、高質なコンテナターミナルオペレーターとして蓄積された実績を持つ国際コンテナターミナル株式会社が合併することにより、充実した経営資源と、より広範囲になるサービスメニューを有効活用して積極的な事業展開を行い、港湾運送事業に加え、物流事業とプラント事業についても多方面の顧客に評価されるサービス品質の向上を通じて飛躍、発展させ、企業価値の極大化を目指すものであります。

取引の概要としては、国際コンテナターミナル株式会社の普通株式1株に対し、株式会社宇徳の普通株式1.04株を割り当てます。本合併により発行する株式会社宇徳の普通株式の新株式数は14,342,099株（予定）になります。また、株式会社宇徳が保有する自己株式（平成22年12月26日現在：217,901株）を本合併による株式の割当てに充当します。ただし、合併比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、両社協議の上、変更することがあります。

(2) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、「共通支配下の取引等」の会計処理を適用することとなります。

【注記事項】

(四半期連結損益計算書関係)

| 前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日) | 当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日) |
|--|--|
| 1 販売費及び一般管理費のうち主要なものは次の通り であります。 | 1 販売費及び一般管理費のうち主要なものは次の通り であります。 |
| (百万円) | (百万円) |
| 役員報酬及び従業員給与 34,831 | 役員報酬及び従業員給与 32,785 |
| 退職給付費用 3,008 | 退職給付費用 1,325 |
| 賞与引当金繰入額 2,132 | 賞与引当金繰入額 1,860 |
| 役員賞与引当金繰入額 169 | 役員賞与引当金繰入額 46 |
| 役員退職慰労引当金繰入額 449 | 貸倒引当金繰入額 38 |
| | 役員退職慰労引当金繰入額 452 |
| | 2 法人税等には過年度法人税等が5,331百万円含まれて おります。 過年度法人税等は、主に当社と米国子会社との間の荷役 取引に関する法人税の更正処分(移転価格及び寄付金課 税)によるものであります。 |

| 前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日) | 当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日) |
|---|---|
| 販売費及び一般管理費のうち主要なものは次の通りで あります。 | 販売費及び一般管理費のうち主要なものは次の通りで あります。 |
| (百万円) | (百万円) |
| 役員報酬及び従業員給与 12,759 | 役員報酬及び従業員給与 11,914 |
| 退職給付費用 1,001 | 退職給付費用 741 |
| 賞与引当金繰入額 987 | 賞与引当金繰入額 654 |
| 役員賞与引当金繰入額 51 | 役員賞与引当金繰入額 9 |
| 役員退職慰労引当金繰入額 102 | 貸倒引当金繰入額 16 |
| | 役員退職慰労引当金繰入額 110 |

(四半期連結貸借対照表関係)

| 当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日) | | | 前連結会計年度末 (平成22年3月31日) | | |
|---|-------------------------|----------------|---|--------------------------|----------------|
| 1 たな卸資産の内訳は次の通りであります。 (百万円) | | | 1 たな卸資産の内訳は次の通りであります。 (百万円) | | |
| 原材料及び貯蔵品 | 39,678 | | 原材料及び貯蔵品 | 37,514 | |
| その他 | 802 | | その他 | 1,017 | |
| 2 有形固定資産の減価償却累計額 | 702,544 | 百万円 | 2 有形固定資産の減価償却累計額 | 722,192 | 百万円 |
| 3 偶発債務 保証債務等 | | | 3 偶発債務 保証債務等 | | |
| 被保証者 | 保証金額 (百万円) | 被保証債務の 内容 | 被保証者 | 保証金額 (百万円) | 被保証債務の 内容 |
| JOINT GAS TWO LTD. ICE GAS LNG SHIPPING COMPANY LIMITED | 9,003 (US\$110,485千) | 支払傭船料他 | NEFERTITI LNG SHIPPING CO., LTD. | 16,412 (US\$176,400千) | 船舶設備資金 借入金 |
| JOINT GAS LTD. MONTERIGGIONI INC. | 8,496 (US\$104,262千) | 船舶設備資金 借入金他 | JOINT GAS TWO LTD. ICE GAS LNG SHIPPING COMPANY LIMITED | 10,264 (US\$110,324千) | 支払傭船料他 |
| MAPLE LNG TRANSPORT INC. INDIA LNG TRANSPORT COMPANY (NO.1) LTD./ INDIA LNG TRANSPORT COMPANY (NO.2) LTD. | 6,196 (US\$76,038千) | 支払傭船料他 | JOINT GAS LTD. MONTERIGGIONI INC. | 9,546 (US\$102,604千) | 船舶設備資金 借入金他 |
| PENINSULA LNG TRANSPORT NO.3 LTD. | 5,699 (US\$66,058千他) | 支払傭船料他 | MAPLE LNG TRANSPORT INC. INDIA LNG TRANSPORT COMPANY (NO.1) LTD./ INDIA LNG TRANSPORT COMPANY (NO.2) LTD. | 7,084 (US\$76,139千) | 支払傭船料他 |
| PENINSULA LNG TRANSPORT NO.2 LTD. | 4,135 | 船舶設備資金 借入金 | PENINSULA LNG TRANSPORT NO.3 LTD. | 6,424 (US\$68,960千他) | 支払傭船料他 |
| PENINSULA LNG TRANSPORT NO.1 LTD. | 3,227 (US\$39,603千) | 金利スワップ 関連他 | MAPLE LNG TRANSPORT INC. INDIA LNG TRANSPORT COMPANY (NO.2) LTD. | 4,378 | 船舶設備資金 借入金 |
| CAMARTINA SHIPPING INC. DUQM MARITIME TRANSPORTATION COMPANY S.A. | 2,998 (US\$37,204千) | 船舶設備資金 借入金他 | PENINSULA LNG TRANSPORT NO.1 LTD. | 3,626 (US\$38,980千) | 金利スワップ 関連他 |
| | 2,961 (US\$36,339千) | 船舶設備資金 借入金他 | PENINSULA LNG TRANSPORT NO.2 LTD. | 3,513 (US\$37,764千) | 船舶設備資金 借入金他 |
| | 2,827 (US\$34,697千) | 船舶設備資金 借入金 | PENINSULA LNG TRANSPORT NO.3 LTD. | 3,479 (US\$37,396千) | 船舶設備資金 借入金他 |
| | 2,764 (US\$33,920千) | 船舶設備資金 借入金 | PENINSULA LNG TRANSPORT NO.1 LTD. | 3,476 (US\$37,368千) | 船舶設備資金 借入金他 |
| | | | CAMARTINA SHIPPING INC. DUQM MARITIME TRANSPORTATION COMPANY S.A. | 3,344 (US\$35,947千) | 船舶設備資金 借入金 |
| | | | | 3,334 (US\$35,840千) | 船舶設備資金 借入金 |

| 当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日) | | | 前連結会計年度末 (平成22年3月31日) | | |
|--|---------------------------|---------------|--|---------------------------|---------------|
| 被保証者 | 保証金額 (百万円) | 被保証債務の 内容 | 被保証者 | 保証金額 (百万円) | 被保証債務の 内容 |
| LNG EBISU SHIPPING CORPORATION | 2,436 | 船舶購入資金 借入金 | LNG EBISU SHIPPING CORPORATION | 2,547 | 船舶購入資金 借入金 |
| HAIMA MARITIME TRANSPORTATION COMPANY S.A. | 2,101 (US\$25,793千) | 船舶設備資金 借入金 | HAIMA MARITIME TRANSPORTATION COMPANY S.A. | 2,535 (US\$27,253千) | 船舶設備資金 借入金 |
| RAYSUT MARITIME TRANSPORTATION COMPANY S.A. | 2,054 (US\$25,213千) | 船舶設備資金 借入金 | RAYSUT MARITIME TRANSPORTATION COMPANY S.A. | 2,475 (US\$26,606千) | 船舶設備資金 借入金 |
| AL-MUSANAH MARITIME TRANSPORTATION COMPANY S.A. | 1,939 (US\$23,800千) | 船舶設備資金 借入金 | AL-MUSANAH MARITIME TRANSPORTATION COMPANY S.A. | 2,214 (US\$23,800千) | 船舶設備資金 借入金 |
| 従業員 | 1,490 | 住宅・教育 ローン | 従業員 | 1,646 | 住宅・教育 ローン |
| (株)ワールド流通セ ンター | 1,208 | 倉庫建設資金 借入金 | (株)ワールド流通セ ンター | 1,343 | 倉庫建設資金 借入金 |
| その他(30件) | 3,932 (US\$23,634千他) | | その他(33件) | 4,304 (US\$23,757千他) | |
| 合計(円貨) 合計 (外貨/内数) | 66,506 (US\$673,851千他) | | 合計(円貨) 合計 (外貨/内数) | 91,953 (US\$859,143千他) | |
| <p>保証債務等には保証類似行為を含んでおります。 外貨による保証残高US\$673,851千他の円貨額は 55,421百万円であります。 上記のうち再保証額は14百万円であります。</p> <p style="text-align: right;">(百万円)</p> <p>連帯債務のうち他の連帯債務者負担額 3,410</p> | | | <p>保証債務等には保証類似行為を含んでおります。 外貨による保証残高US\$859,143千他の円貨額は 80,209百万円であります。 上記のうち再保証額は32百万円であります。</p> <p style="text-align: right;">(百万円)</p> <p>連帯債務のうち他の連帯債務者負担額 7,909</p> | | |

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

| 前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日) | 当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日) |
|--|--|
| 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借 対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在) (百万円) | 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借 対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年12月31日現在) (百万円) |
| 現金及び預金勘定 47,750 | 現金及び預金勘定 53,999 |
| 預入期間が3か月を超える定期預金 648 | 預入期間が3か月を超える定期預金 309 |
| 現金及び現金同等物 47,101 | 取得日から3か月以内に償還期限の到 来する短期投資 39,972 |
| | 現金及び現金同等物 93,662 |

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 1,206,286千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 10,965千株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 1,870百万円

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 | 配当の原資 |
|----------------------|-------|-----------------|---------------------|------------|-------------|-------|
| 平成22年6月22日 定時株主総会 | 普通株式 | 3,588 | 3.0 | 平成22年3月31日 | 平成22年6月23日 | 利益剰余金 |
| 平成22年10月29日 取締役会 | 普通株式 | 5,980 | 5.0 | 平成22年9月30日 | 平成22年11月22日 | 利益剰余金 |

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

| | 不定期専用船事業 (百万円) | コンテナ船事業 (百万円) | フェリー・内航事業 (百万円) | 関連事業 (百万円) | その他事業 (百万円) | 計 (百万円) | 消去又は 全社 (百万円) | 連結 (百万円) |
|---|-------------------|------------------|--------------------|---------------|----------------|------------|---------------------|-------------|
| 前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日) | | | | | | | | |
| 売上高 | | | | | | | | |
| (1) 外部顧客に 対する売上高 | 195,836 | 123,664 | 13,503 | 25,242 | 2,572 | 360,820 | - | 360,820 |
| (2) セグメント間の内部 売上高又は振替高 | 274 | 388 | 62 | 3,835 | 1,750 | 6,312 | (6,312) | - |
| 計 | 196,110 | 124,053 | 13,566 | 29,078 | 4,323 | 367,132 | (6,312) | 360,820 |
| 営業利益又は損失() | 22,877 | 12,385 | 104 | 2,544 | 648 | 13,580 | 266 | 13,847 |
| 経常利益又は損失() | 21,754 | 12,551 | 101 | 2,285 | 151 | 11,538 | 2,232 | 13,770 |

| | 不定期専用船事業 (百万円) | コンテナ船事業 (百万円) | フェリー・内航事業 (百万円) | 関連事業 (百万円) | その他事業 (百万円) | 計 (百万円) | 消去又は 全社 (百万円) | 連結 (百万円) |
|--|-------------------|------------------|--------------------|---------------|----------------|------------|---------------------|-------------|
| 前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日) | | | | | | | | |
| 売上高 | | | | | | | | |
| (1) 外部顧客に 対する売上高 | 526,236 | 339,367 | 38,980 | 73,760 | 7,036 | 985,382 | - | 985,382 |
| (2) セグメント間の内部 売上高又は振替高 | 1,280 | 1,012 | 197 | 11,309 | 6,774 | 20,574 | (20,574) | - |
| 計 | 527,517 | 340,380 | 39,178 | 85,069 | 13,811 | 1,005,956 | (20,574) | 985,382 |
| 営業利益又は損失() | 44,589 | 50,868 | 1,241 | 7,482 | 2,333 | 2,296 | 92 | 2,388 |
| 経常利益又は損失() | 41,845 | 50,144 | 1,238 | 7,805 | 1,509 | 222 | 3,981 | 3,758 |

(注) 1. 各事業区分に属する主要な事業

前第3四半期連結会計(累計)期間

| 事業区分 | 主要な事業 |
|-----------|-------------------------------------|
| 不定期専用船事業 | 船舶運航業、貸船業、船舶管理業、運送代理店業 |
| コンテナ船事業 | 船舶運航業、貸船業、コンテナターミナル業、運送代理店業、貨物運送取扱業 |
| フェリー・内航事業 | フェリー及び内航海運業、貨物運送取扱業 |
| 関連事業 | 不動産事業、客船事業、曳船業、商社事業、その他 |
| その他事業 | 船舶運航業、船舶管理業、貸船業、金融業、造船業、その他 |

2. 事業区分の変更

事業区分の方法については、従来6区分としておりましたが、コンテナ船事業とロジスティクス事業のシナジー強化の目的で、当社が当期に「ロジスティクス事業部」を「定航部」に統合した事に伴い、従来、独立の事業区分でありました「ロジスティクス事業」を「コンテナ船事業」に含め、当連結会計年度より、5区分に変更しております。

なお、前第3四半期連結累計期間のセグメント情報を当第3四半期連結累計期間において用いた事業区分の方法により区分すると次のようになります。

| | 不定期専用船事業 (百万円) | コンテナ船事業 (百万円) | フェリー・内航事業 (百万円) | 関連事業 (百万円) | その他事業 (百万円) | 計 (百万円) | 消去又は全社 (百万円) | 連結 (百万円) |
|--|-------------------|------------------|--------------------|---------------|----------------|------------|-----------------|-------------|
| 前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日) | | | | | | | | |
| 売上高 | | | | | | | | |
| (1) 外部顧客に対する売上高 | 844,591 | 579,590 | 43,764 | 95,093 | 6,782 | 1,569,822 | - | 1,569,822 |
| (2) セグメント間の内部売上高又は振替高 | 2,323 | 1,990 | 171 | 16,806 | 11,383 | 32,675 | (32,675) | - |
| 計 | 846,914 | 581,581 | 43,935 | 111,899 | 18,166 | 1,602,497 | (32,675) | 1,569,822 |
| 営業利益又は損失() | 200,888 | 11,380 | 825 | 9,891 | 4,196 | 204,421 | (899) | 203,522 |
| 経常利益又は損失() | 216,969 | 7,986 | 260 | 10,859 | 2,667 | 222,769 | (3,448) | 219,320 |

【所在地別セグメント情報】

| | 日本 (百万円) | 北米 (百万円) | 欧州 (百万円) | アジア (百万円) | その他 (百万円) | 計 (百万円) | 消去又は 全社 (百万円) | 連結 (百万円) |
|---|-------------|-------------|-------------|--------------|--------------|------------|---------------------|-------------|
| 前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日) | | | | | | | | |
| 売上高 | | | | | | | | |
| (1) 外部顧客に対する売上高 | 342,982 | 5,865 | 5,051 | 6,828 | 92 | 360,820 | - | 360,820 |
| (2) セグメント間の内部売上高又は振替高 | 2,410 | 3,891 | 1,612 | 679 | 1,840 | 10,434 | (10,434) | - |
| 計 | 345,393 | 9,757 | 6,663 | 7,508 | 1,933 | 371,255 | (10,434) | 360,820 |
| 営業利益又は損失() | 12,168 | 1,583 | 404 | 103 | 22 | 14,075 | (228) | 13,847 |
| 経常利益又は損失() | 14,495 | 1,657 | 226 | 71 | 26 | 16,333 | (2,563) | 13,770 |

| | 日本 (百万円) | 北米 (百万円) | 欧州 (百万円) | アジア (百万円) | その他 (百万円) | 計 (百万円) | 消去又は 全社 (百万円) | 連結 (百万円) |
|--|-------------|-------------|-------------|--------------|--------------|------------|---------------------|-------------|
| 前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日) | | | | | | | | |
| 売上高 | | | | | | | | |
| (1) 外部顧客に対する売上高 | 937,355 | 18,631 | 11,238 | 17,893 | 263 | 985,382 | - | 985,382 |
| (2) セグメント間の内部売上高又は振替高 | 5,239 | 11,275 | 6,160 | 4,637 | 4,829 | 32,141 | (32,141) | - |
| 計 | 942,595 | 29,906 | 17,399 | 22,530 | 5,092 | 1,017,524 | (32,141) | 985,382 |
| 営業利益又は損失() | 2,604 | 4,406 | 1,537 | 79 | 24 | 3,284 | (896) | 2,388 |
| 経常利益 | 3,888 | 4,529 | 614 | 75 | 59 | 9,167 | (5,408) | 3,758 |

(注) 1. 地域は、地理的近接度により区分しております。

2. 本邦以外の区分に属する地域の内訳は次のとおりであります。

(1) 北米.....米国、カナダ

(2) 欧州.....英国、オランダなど欧州諸国

(3) アジア.....中近東、中国などアジア諸国

(4) その他.....中南米、アフリカ、オセアニア諸国

3. 「日本」のセグメントに属する連結子会社には、「日本」の売上に対応する営業費用を有する在外子会社を含みません。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日至平成21年12月31日）

| | 北米 | 欧州 | アジア | 中南米 | オセアニア | その他 | 計 |
|----------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 海外売上高（百万円） | 67,126 | 52,071 | 85,377 | 35,524 | 60,976 | 20,678 | 321,754 |
| 連結売上高（百万円） | - | - | - | - | - | - | 360,820 |
| 海外売上高の連結売上高に占める割合（％） | 18.6 | 14.4 | 23.7 | 9.8 | 16.9 | 5.7 | 89.2 |

前第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日至平成21年12月31日）

| | 北米 | 欧州 | アジア | 中南米 | オセアニア | その他 | 計 |
|----------------------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|---------|
| 海外売上高（百万円） | 184,181 | 135,747 | 218,425 | 103,289 | 165,839 | 59,685 | 867,168 |
| 連結売上高（百万円） | - | - | - | - | - | - | 985,382 |
| 海外売上高の連結売上高に占める割合（％） | 18.7 | 13.8 | 22.2 | 10.5 | 16.8 | 6.1 | 88.0 |

- (注) 1. 地域は地理的近接度により区分しております。
2. 本邦以外の区分に属する地域の内訳は次のとおりであります。
- (1) 北米.....米国、カナダ
 - (2) 欧州.....英国、オランダなど欧州諸国
 - (3) アジア.....中近東、中国などアジア諸国
 - (4) 中南米.....ブラジル、チリなど中南米諸国
 - (5) オセアニア.....オーストラリアなどオセアニア諸国
 - (6) その他.....上記以外
3. 海外売上高の主なものは外航に係る海運業収益であります。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、海運業を中心に事業活動を展開しております。なお、「不定期専用船事業」、「コンテナ船事業」、「フェリー・内航事業」及び「関連事業」の4つを報告セグメントとしております。

「不定期専用船事業」は、ドライバルク船、油送船、LNG船、自動車専用船等の不定期専用船を保有、運航しております。「コンテナ船事業」は、コンテナ船の保有、運航、コンテナターミナルの運営、運送代理店の展開などによりコンテナ定期航路を運営し、貨物輸送を行っております。また、ロジスティクス事業も行っております。「フェリー・内航事業」は、フェリーを運航し、旅客並びに貨物輸送を行っております。また、内航貨物輸送も行っております。「関連事業」は、不動産事業、客船事業、曳船業、商社事業、建設業、人材派遣業などを営んでおります。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年12月31日）

（単位：百万円）

| | 報告セグメント | | | | | その他 (注)1 | 合計 | 調整額 (注)2 | 四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3 |
|-------------------|--------------|-------------|-------------------|--------|-----------|-------------|-----------|-------------|-------------------------------|
| | 不定期専用 船事業 | コンテナ船 事業 | フェリー ・内航 事業 | 関連事業 | 計 | | | | |
| 売上高 | | | | | | | | | |
| 外部顧客への売上高 | 602,318 | 453,132 | 38,877 | 80,595 | 1,174,923 | 5,550 | 1,180,474 | - | 1,180,474 |
| セグメント間の内部売上高又は振替高 | 760 | 1,201 | 151 | 11,526 | 13,638 | 5,398 | 19,037 | (19,037) | - |
| 計 | 603,078 | 454,333 | 39,028 | 92,121 | 1,188,562 | 10,949 | 1,199,511 | (19,037) | 1,180,474 |
| セグメント利益 | 62,808 | 33,929 | 80 | 8,051 | 104,871 | 2,118 | 106,989 | (1,363) | 105,625 |

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメント等であり、船舶運航業、船舶管理業、貸船業、金融業及び造船業等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額 1,363百万円には、セグメント間取引消去 773百万円及び各報告セグメントに配賦しえない全社収益及び全社費用 590百万円が含まれております。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）

（単位：百万円）

| | 報告セグメント | | | | | その他 (注)1 | 合計 | 調整額 (注)2 | 四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3 |
|-------------------|--------------|-------------|-------------------|--------|---------|-------------|---------|-------------|-------------------------------|
| | 不定期専用 船事業 | コンテナ船 事業 | フェリー ・内航 事業 | 関連事業 | 計 | | | | |
| 売上高 | | | | | | | | | |
| 外部顧客への売上高 | 190,770 | 144,653 | 13,053 | 27,068 | 375,546 | 2,088 | 377,634 | - | 377,634 |
| セグメント間の内部売上高又は振替高 | 173 | 361 | 51 | 3,955 | 4,542 | 1,896 | 6,438 | (6,438) | - |
| 計 | 190,943 | 145,014 | 13,105 | 31,024 | 380,088 | 3,984 | 384,072 | (6,438) | 377,634 |
| セグメント利益 | 13,105 | 8,010 | 338 | 2,786 | 24,240 | 1,082 | 25,322 | (6) | 25,316 |

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメント等であり、船舶運航業、船舶管理業、貸船業、金融業及び造船業等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額 6百万円には、セグメント間取引消去 482百万円及び各報告セグメントに配賦しえない全社収益及び全社費用476百万円が含まれております。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）

（固定資産に係る重要な減損損失）

「不定期専用船事業」および「コンテナ船事業」セグメントにおいて、当社の子会社が保有する船舶について売却を決定したことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し減損損失として計上しております。

なお、当該減損損失の計上額は、当第3四半期連結会計期間においては「不定期専用船事業」で2,660百万円、「コンテナ船事業」で6,166百万円であります。

（のれんの金額の重要な変動）

該当事項はありません。

（重要な負ののれん発生益）

該当事項はありません。

（追加情報）

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

（ストック・オプション等関係）

当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）

1. スtock・オプションに係る当第3四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. 当第3四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

| 当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日) | 前連結会計年度末 (平成22年3月31日) |
|--------------------------------|--------------------------|
| 1株当たり純資産額 486.35円 | 1株当たり純資産額 551.70円 |

2. 1株当たり四半期純利益金額等

| 前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日) | 当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日) |
|--|--|
| 1株当たり四半期純利益金額 1.84円 | 1株当たり四半期純利益金額 46.92円 |
| 潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額 1.78円 | 潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額 45.24円 |

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日) | 当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日) |
|---|--|--|
| 1株当たり四半期純利益金額 | | |
| 四半期純利益(百万円) | 2,207 | 56,083 |
| 普通株主に帰属しない金額(百万円) | - | - |
| 普通株式に係る四半期純利益(百万円) | 2,207 | 56,083 |
| 期中平均株式数(千株) | 1,196,616 | 1,195,377 |
| 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 | | |
| 四半期純利益調整額(百万円) | - | - |
| 普通株式増加数(千株) | 44,376 | 44,375 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要 | 平成16年6月24日定時株主総会決議により付与された新株予約権方式のストックオプション (株式の数296千株) 平成17年6月23日定時株主総会決議により付与された新株予約権方式のストックオプション (株式の数888千株) 平成18年6月22日定時株主総会決議により付与された新株予約権方式のストックオプション (株式の数1,473千株) 平成21年7月30日取締役会決議により付与された新株予約権方式のストックオプション (株式の数1,640千株) | 平成22年7月30日取締役会決議により付与された新株予約権方式のストックオプション (株式の数1,710千株) |

| 前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日) | | 当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日) | |
|---|--------|---|-------|
| 1株当たり四半期純利益金額 | 10.15円 | 1株当たり四半期純利益金額 | 6.55円 |
| 潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額 | 9.78円 | 潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額 | 6.32円 |

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日) | 当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日) |
|---|--|--|
| 1株当たり四半期純利益金額 | | |
| 四半期純利益(百万円) | 12,141 | 7,831 |
| 普通株主に帰属しない金額(百万円) | - | - |
| 普通株式に係る四半期純利益(百万円) | 12,141 | 7,831 |
| 期中平均株式数(千株) | 1,196,617 | 1,195,353 |
| 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 | | |
| 四半期純利益調整額(百万円) | - | - |
| 普通株式増加数(千株) | 44,372 | 44,373 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要 | 平成16年6月24日定時株主総会決議により付与された新株予約権方式のストックオプション (株式の数296千株) 平成17年6月23日定時株主総会決議により付与された新株予約権方式のストックオプション (株式の数888千株) 平成18年6月22日定時株主総会決議により付与された新株予約権方式のストックオプション (株式の数1,473千株) 平成21年7月30日取締役会決議により付与された新株予約権方式のストックオプション (株式の数1,640千株) | 平成22年7月30日取締役会決議により付与された新株予約権方式のストックオプション (株式の数1,710千株) |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成22年10月29日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額.....5,980百万円

(ロ) 1株当たりの金額.....5円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成22年11月22日

(注) 平成22年9月30日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行いました。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月15日

株式会社商船三井
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 浜村 和則 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 秋山 茂盛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社商船三井の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結損益計算書、四半期連結貸借対照表及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社商船三井及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更3.に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度より、船上コンテナ・スペース相互融通取引に係る未収金及び未払金を相手先毎に相殺表示する会計処理方法に変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月14日

株式会社 商船三井
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浜村 和則 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秋山 茂盛 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 阿部 與直 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社商船三井の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結損益計算書、四半期連結貸借対照表及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社商船三井及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。